

長野県報

3月4日(月)
平成14年
第1333号

目次

規則

技能検定実技試験手数料の額を定める規則の一部を改正する規則……………20

告示

土地収用法に基づく事業の認定…………… 220

都市計画変更の図書の縦覧…………… 220

公告

平成14年度随時実施技能検定…………… 154

平成14年度前期技能検定…………… 156

特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認証
申請…………… 159

特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の定款変更の
認証申請…………… 160

大規模小売店舗立地法に基づく意見書の縦覧(3件)…………… 161

大規模小売店舗立地法に基づく県の意見書の縦覧…………… 164

土地改良区の定款変更認可…………… 165

都市計画の図書の縦覧(4件)…………… 165

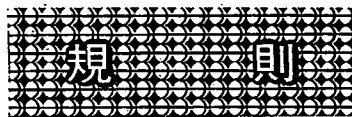
長野県都市計画公聴会の開催…………… 167

平成14年二級建築士及び木造建築士試験…………… 171

建築基準法に基づく公開による意見の聴取…………… 172

換地計画に基づく換地処分…………… 173

銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会の開催(2件)…………… 173



技能検定実技試験手数料の額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年3月4日

長野県知事 田中康夫

○長野県規則第4号

技能検定実技試験手数料の額を定める規則の一部を改正する規則

技能検定実技試験手数料の額を定める規則（昭和44年長野県規則第62号）の一部を次のように改正する。

別表中「(別表) (第3条関係)」を「(別表)」に改め、同表の2中「自動販売機調整」を「自動販売機調整 産業車両整備」に、「織機調整 染色」を「染色」に改め、同表の備考の(1)中「法第15条の6第1項各号」を「職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の6第1項各号」に、「、法」を「、同法」に、「又は法」を「又は同法」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職業能力開発課